厚生労働省では、本年９月を「職場の健康診断実施強化月間」として、労働安全衛生法に基づく事業者による

健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底することとしています。

以下の事項についてチェックし、実施できていない事項は改善してください。

**◎**このチェックリストの記入後は、令和５年１０月２４日（火）までに東京労働局健康課あてに**健康課メールアドレス****kenkouka-toukyoukyoku@mhlw.go.jp** **等**にて報告していただくようご協力をお願いいたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名・事業場名・事業場所在地 | ※事業場とは、支店、店舗、工場等の拠点を指します。 | 事業場の業種 |  |
| 記入担当者所属　部署名･電話番号 | 　　　　　　（担当者名の記載は不要です。） | 事業場の労働者数 | 男　　人　女　　人計　　人うち派遣労働者　 人　 うち外国人労働者　　人 |
| ア | 定期健康診断を行っていますか。 | □1年以内に実施した(右欄は記入不要)直近の健診実施時期　　　年　　　月□1年以内に行っていない（□コロナウイルスにより延期） (右欄へ) | □実施予定(　　年　　月頃)□実施時期未定 |
| イ | 特定業務従事者（深夜業等）に対する健康診断を行っていますか。 | □6ヶ月以内に実施した(右欄は記入不要)直近の健診実施時期　　　年　　　月□6ヶ月以内に行っていない（□コロナウイルスにより延期）(右欄へ)□該当業務なし(右欄は記入不要) | □実施予定(　　年　　月頃)□実施時期未定 |
| ウ | 有害業務（有機溶剤・特定化学物質等）従事者に対する特殊健康診断を行っていますか。 | □法律で定める期間以内に実施した(右欄は記入不要)直近の健診実施時期　　　年　　　月□法律で定める期間以内に行っていない（□コロナウイルスにより延期）(右欄へ)□該当業務なし(右欄は記入不要) | □実施予定(　　年　　月頃)□実施時期未定 |
| エ | 健康診断の結果の記録を保存していますか。 | □保存あり　□保存なし |
| オ | 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、医師等からの意見聴取を行っていますか。 | □行っている□行っていない□該当者なし |
| カ | 健康診断実施後の事後措置（作業の転換、労働時間の短縮など）を行っていますか。 | □行っている□行っていない□該当者なし |
| キ | 健康診断の結果、保健指導を実施していますか。（努力義務） | □実施あり　　□実施なし |
| ク | 医療保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた際、医療保険者へデータ提供を行っていますか。（「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康保険法」における義務のため、第三者提供に係る本人同意は不要です） | □行っている　□行っていない行っていない場合はその理由□医療保険者からデータ提供を求められたことがない□個人情報保護の観点から第三者に提供してよいか判断がつかなかっ　　　た□データ提供することに事業場としての利点がない□その他（　　　　　　　　　　　） |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　◎記載内容等についての問合先：東京労働局健康課　TEL 03－3512－1616